

倉敷市有料老人ホーム設置運営指導指針に関する留意事項について

この留意事項は、倉敷市有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「市指針」という。）に基づき、有料老人ホームの事業開始前に指導を行うに当たり、市指針の運用等について有料老人ホームとして満たすことを求める事項について示すものである。

1 規模及び構造設備

市指針6（9）ア（ア）及びキに規定する介護居室の床面積及び介護居室のある区域の廊下については、次のとおりとする。

（1）床面積

介護居室の1人あたりの床面積については、便所、収納スペース等を除いた内法面積とする。なお、介護居室に係る床面積の規定については、一般居室においても準用するものとする。

（2）廊下の幅

介護居室のある区域の廊下幅については、両手すり設置後の内法寸法（有効幅員）とすること。なお、介護居室のある区域の廊下幅については、一般居室のある区域においても準用するものとする。

2 添付書類

有料老人ホーム設置届に添付する書類は、市指針に基づき次の項目に関する書面を提出することとする。なお、記載された項目以外についても施設の状況等により適宜必要な書類を添付すること。

| 分類 | 書類名 |
|------|-----------------------|
| | 設置届添付資料目録 |
| | 有料老人ホーム設置事前協議終了通知書の写し |
| 設置主体 | 登記事項証明書（全部事項証明書）又は条例等 |
| | 役員名簿 |
| | 管理者の就任承諾書 |

| | |
|-------|-----------------------------|
| | 管理者の経歴書 |
| 土地・建物 | 土地及び建物を使用する権限を示す書類 |
| | 確認済証 |
| | 位置図 |
| | 平面図 |
| 資金・収支 | 決算書 |
| | 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法を記載した書類 |
| | 事業収支計画書 |
| | 保全契約書 |
| 運営 | 入居契約書 |
| | 重要事項説明書 |
| | 管理規程 |
| | 入居者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 |
| | 社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票 |